

00857

毎週火・金曜日発行(但休日)に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 建築代理業者の登録  
豚コレラ予防注射等の実施  
土地の公用廃止  
解の廃止並びに指定  
收入証紙小売さばき人の氏名変更
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集
- ◇公安 幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所  
の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則の一部改正

## 告示

鳥取県告示第二百三十七号

鳥取県建築代理業条例(昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十五号)第六条第一項の規定により鳥取県建築代理業者名簿に次のように登録した。

昭和三十年五月十三日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号	登録年月日	本籍	事務所所在地	名称	業務管理者
------	-------	----	--------	----	-------

三二二 三〇、五、一三

現住所

鳥取市蔵片原町五一番地の二  
鳥取市川端三丁目三五番地

氏名

衣笠二級建築士事務所  
衣笠 則利

業務管理者

二級建築士 衣笠則利



鳥取県告示第二百三十九号  
次の土地はその公用を廃止する。

昭和三十年五月十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 鳥取市朝月字管町二八四番地

溜池 四十七坪三合六勺

(關係図面は土木部管理課に保管)

鳥取県告示第二百四十号

鳥取県会計規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第三十九号)第二条の規定による解を次のとおり昭和三十年五月一日廃止並びに指定した。

昭和三十年五月十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂  
鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県知事 遠 藤 茂  
鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第二百四十一号

鳥取県収入証紙規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号)第五条第二項の規定により指定した小売さばき人を次のように昭和三十年四月一日変更指定した。

昭和三十年四月十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

番号	氏名	職名	住所
六四	新	鳥取県職員組合西部地方事務所支部	支部長 田中 繁
	旧	鳥取県職員組合西部地方事務所支部	支部長 生田 比
二二二	新	東村農業協同組合	組合長 寺谷 剛
	旧	東浜農業協同組合	組合長 寺谷 剛
二二二	新	岩美郡岩美町小羽尾三九二ノ一	同 上
	旧	同上	同上

### 教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十三号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十年五月十三日

鳥取県教育委員会委員長

三 木 順 治

一日 時 昭和三十年五月二十三日 午前十一時

一場 所 鳥取県教育委員会 会議室

一 議 題 1 県立学校人事について

2 寄附採納について

### 公安委員会規則

幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年五月十三日

鳥取県公安委員会 委員長 寺 谷 英 太 郎

鳥取県公安委員会規則第三号

幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則の一部を改正する規則

幹部派出所、巡查駐在所及び巡查派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則（昭和二十九年七月鳥取県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表二 巡查駐在所、巡查派出所の名称、位置及び受持区域中

鳥取県境港警察署					鳥取県境港警察署				
五	四	三	二	一	五	四	三	二	一
駅前巡查派出所	"	"	"	港巡查派出所	駅前巡查派出所	"	"	"	署
"	"	"	"	境港町大正町	"	"	"	"	詰
"	"	"	"	境港町のうち 花町、岬町、入船町	大正町	"	"	"	境港町中町
"	"	"	"	東雲町、東本町、朝日町	"	"	"	"	境港町のうち 花町、岬町、入船町
"	"	"	"	中町、相生町、末広町	本町、栄町、松ヶ枝町	"	"	"	"
"	"	"	"	上道町	"	"	"	"	"
"	"	"	"	本町、栄町、松ヶ枝町	"	"	"	"	"

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十年五月一日から適用する。

附 則

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

行 日 火、 金

鳥取県鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町

を